

第二種特定鳥獣（カワウ）管理計画の概要

1 背景及び目的

（1）背景

- 1960年代から1970年代にかけて、水質汚染や浅瀬・干潟の減少など採食環境の悪化により生息数が減少
- 1980年代に入ると、水質改善や一部地域の営巣地保護等により生息数が増加に転じ、漁業被害や糞による樹木の枯死が顕在化
- 本県においても、生息数の増加や生息域の拡大により、1990年代以降、アユの捕食など内水面漁業に影響
- 平成26年5月、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部を改正する法律が公布され、法律の名称が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改められるとともに、鳥獣の保護管理に係る施策体系が整理され、「特定鳥獣保護管理計画」は、特に保護すべき鳥獣に関する「第一種特定鳥獣保護計画」と、特に管理すべき鳥獣に関する「第二種特定鳥獣管理計画」に区分

（2）目的

生物多様性の確保、漁業の健全な発展等の観点から、カワウ個体群を長期にわたり安定的に維持しつつ、生息数の適正水準への減少や生息地の適正範囲への縮小を図る。

2 計画の期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間

改正鳥獣保護法の施行の日（平成27年5月29日）において変更し、第二種特定鳥獣管理計画とすることを目的として、「第二種特定鳥獣（カワウ）管理計画」を策定。

3 管理を行う区域

山口県全域

4 管理の目標等

（1）現状

○生息状況

- ・ねぐら・営巣地数や営巣数が増加
ねぐら・営巣地数 (H17) 12カ所 ⇒ (H25) 14カ所
営巣数 (H17) 35個 ⇒ (H25) 309個
- ・5月から8月までの生息数が大幅に増加（県内に留まる個体数の増加）
(H17) 約190～400羽 ⇒ (H25) 約840～1,150羽

○捕獲状況

狩猟鳥獣に指定された平成19年度以降、毎年度、狩猟及び有害鳥獣捕獲許可

により捕獲（100羽未満／年）

（2）被害状況及び被害防除対策

- 県内12河川において、放流した稚アユ等の食害が発生
- 「山口県カワウ食害防除対策ガイドライン」に沿って、案山子設置やテグス張り、追い払い等を実施

（3）管理の目標等

- 管理目標
漁業等被害が問題化・顕在化しない状況への個体数の誘導
- 目標達成のための基本的な考え方
県と市町等との役割分担の下、個体数管理や被害防除対策等を総合的に推進

5 鳥獣の数の調整に関する事項

（1）基本的な考え方

- 生息個体数の多い営巣地での個体数の低減化
- 新たなねぐら・営巣地の早期発見・除去

（2）個体数管理の目標及び実施計画

- 個体数管理の目標
 - ・ねぐら・営巣地での5月の総個体数を200羽以下
 - ・ねぐら・営巣地数を現状以下
- 実施計画
平成26年度～27年度の2カ年で目標個体数を達成

（3）具体的な手法

- 捕獲体制の整備と計画的な捕獲・個体数管理
 - ・体制整備（専門的な捕獲隊の編制、関係者による協議会の設置）
 - ・科学的・計画的な捕獲の実施（捕獲計画・実施マニュアルの作成）
 - ・捕獲以外の対策（繁殖抑制による営巣地の個体数低減化等）
- 生息・被害状況等のモニタリングの体制整備・実施
- 有害鳥獣捕獲等の推進

6 その他管理のために必要な事項

（1）被害防除対策

テグス張り、追い払い等の効果的な被害防除対策の推進

（2）河川環境の保全・整備

- 魚類の生息環境の保全・整備
- 瀬や淵などに配慮した自然を生かした川づくり

（3）調査研究

ねぐら・営巣地での生息状況や河川での採食状況、カワウ胃内容物等を調査

（4）計画の推進体制

- 人材の養成や普及啓発によるカワウの管理に関する合意形成
- 市町や山口県鳥獣被害防止対策協議会など関係機関との連携強化
- 中国四国カワウ広域協議会等を通じた、関係県との広域的な連携

(5) 計画の進行管理

- 生息・被害状況等のモニタリングを基にした計画の進行管理
- 山口県自然環境保全審議会等における計画の進捗状況の評価、見直しの検討